

農業委員会だより

第151号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>



地域計画策定に向けて
地域協議を実施しました

6月5日（木）若葉区中野町鎌田地区において、地域計画の策定に向けた地域協議を実施しました。この協議では、地域の農業の現状や将来の展望を共有し、持続可能な地域農業に向けた意見交換が行われました。実際に農業に携わっている立場から農地の集積・集約化に対する期待と不安など、さまざまな意見が交わされ、地域としての方向性を見出す上で非常に有意義な話し合いとなりました。今後も引き続き、地域協議を定期的に開催し、地域の実情に即した現実的かつ持続可能な地域計画を策定していく予定です。

地域計画とは

農業者・中間管理機構・JA・土地改良区・農業委員会等の関係者の話し合いに基づき、市町村が策定する地域農業の将来像を示す計画です。

地域 計画策定までの流れ	協議の場	●協議の場の設置・協議 ●協議の結果を取りまとめ・公表
	案の作成	●協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案を作成 ●地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取
	案の公告	●地域計画の案の公告（縦覧2週間）
	策定	●地域計画の策定・公表

【問い合わせ】農地保全班 ☎043-245-5759

vol.151
主な内容

- P.1 地域計画策定に向けて地域協議を実施しました
- P.2 地域計画を策定しました
- P.2 今年も農地の利用状況調査を実施します
- P.3 がんばっている農家のご紹介
- P.4 千葉市食のブランド「千」の認定申請の募集を開始

- P.5 農地銀行に農地を登録しませんか
- P.5 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～
- P.5 農地・農業に関する無料法律相談を行っています
- P.6 生産緑地の新規・追加指定をしませんか
- P.6 収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを



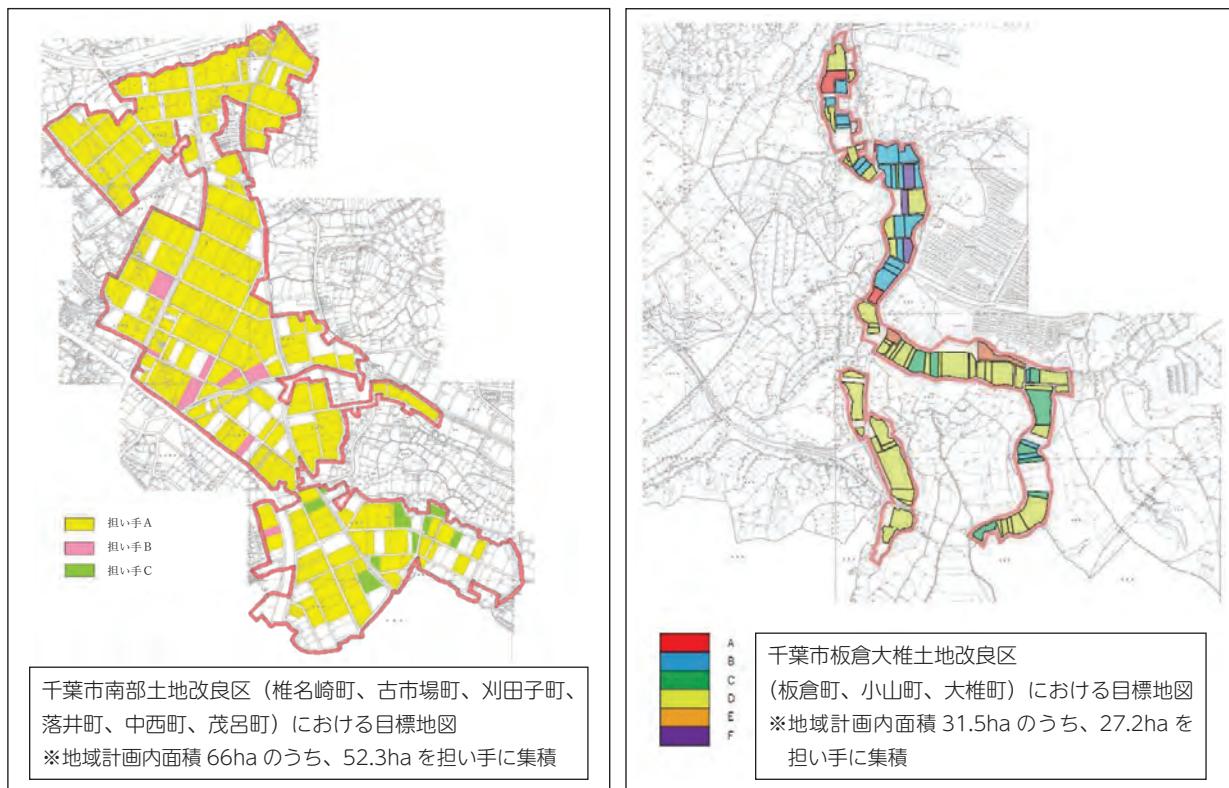
地域計画を策定しました

千葉市の取り組み

認定農業者等、農地の集積・集約先となる担い手がいる地域を優先して取り組むこととし、令和6年度に実施した「地域における協議」の結果等を踏まえ、「緑区椎名崎町、古市場町、刈田子町、落井町、中西町、茂呂町の田」、「緑区板倉町・小山町・大椎町の田」において地域計画を策定しました。

策定した地域計画は、市HPで公表しています。

今後も順次、各地域において「地域における協議」を行い、策定を進める予定です。



問い合わせ

農地保全班 043-245-5759

今年も農地の利用状況調査を実施します

農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の発生防止と実態把握のため、今年も農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。

この調査は、遊休農地の所有者に対して、当該農地の今後の利用計画をお聞きするもので、自ら利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくことになります。

また、すでに森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれず「農地」に該当しないと判断した場合は、非農地決定し、土地の所有者、法務局、課税管理課等にその旨をお知らせします。

農地の利用状況調査、遊休農地対策に引き続きご理解とご協力を願います。

併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈りなど、農地管理の徹底をお願いします。

問い合わせ

農業委員会事務局農地指導班 043-245-5768

がんばっている農家の紹介

緑区平川町で1年前に新規就農を開始した土屋匠さんにインタビューを行いました。インタビューに伺ったのは、農業委員の石井一也さんと芳澤和哉さんです。



トウモロコシはヒゲが出てきています。
収穫が楽しみです



土屋さんのニンジンは形くずれがなくきれいでした



サツマイモ畑です



どのような経緯で就農に至りましたか？



元々保育士として働いておりましたが、園で行っていたさつまいも堀体験の農地管理を行っていくうちに、幼い頃から抱いていた「自分の作った食べ物を食べてもらいたい」という夢を叶えたいと思うようになりました。保育士を退職後、農業大学校で農業経営を学び、卒業後に農業委員の紹介により平川町で露地野菜の栽培を始めました。

作付け品目と販売先を教えてください。



主な作付け品目は秋冬ニンジンとサツマイモ、夏はトウモロコシ、オクラです。主な販売先は、大手スーパー・マーケットや“わくわく広場”などの農産物直売所です。

野菜作りのこだわりを教えてください。



お客様の口に入るものを忘れず、誠実な農業を意識しています。

就農して苦労したことはありますか？



農地探しにとても苦労しました。
収穫シーズン以外は1人で従事しており、とても作業量が多いです。
農業委員や地域の先輩方に指導を仰いだり助けてもらっているながら栽培しています。

今後はどのような農業を目指していきますか？



日本の野菜に誇りを持って育てていきたいと考えています。
多くの方に国産野菜を食べていただきたいので、今後規模拡大をしてたくさんの野菜を出荷していきたいと考えております。いずれは人の雇用や法人化も行っていきたいです。

就農する方々へのメッセージはありますか？



まだ農業を始めたばかりですが、農業は肉体労働であり経営面でも苦労することばかりです。課題がある一方で、自分で作った野菜を食べてもらい、おいしいと喜んでもらえることにとてもやりがいを感じております。また、袋詰めの際に「こんなに収穫できたんだ」と実感できて嬉しくなります。ぜひ一緒に農業やりませんか！

『千』の認定申請の募集を開始



千葉市食のブランド「千」とは

千葉市食のブランド「千」は、市・事業者・生産者・市民が一体となり、持続可能性を追求しながら千年後の豊かな千葉市を目指す食のブランドです。市内農産物・加工食品・食関連サービスと千葉市の食全般を対象にし、優れた地域産品であると同時に社会課題の解決に取り組む生産者などが作る商品・サービスを「千」として認定します。

[令和6年度までの認定品数：51（農産物：22、加工食品：23、食関連サービス：6）]



「千」の認定メリット

認定品PR

千葉市の食のイメージ向上のため、認定品を「市を代表する商品・サービス」としてPRします。



認定品カタログ



認定品を使用した料理教室
(市長によるトップセールス)

催事出店

大型商業施設等での催事出店を年複数回実施しており、出店の機会をご提供します。



そごう千葉店 認定品販売会

販路拡大

地域の事業者様協力のもと、地域ブランドとしては珍しく、常設売場を設けて頂いています。



オンラインマーケットの「千」認定品特設コーナー

認定品の募集

1 認定の対象

- ①千葉市産農林水産物
- ②千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品
- ③①又は②を活用した食関連サービス

2 主な申請要件

- ①生産、製造、開発・加工の拠点が千葉市内にある者、またはサービスの提供拠点が千葉市内にある者
- ②申請する市産品等の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等を取得している者

3 認定基準

以下の基準に則り、審査を実施します。
合否は外部審査委員により総合的に判断します。

審査項目	内 容
地域特性	▶千葉市の地域特性（歴史・風土・文化・環境・原材料等）を活かしたものであること。
独自性・優位性	▶生産・製造技術、原材料、利用資材、サービスの提供方法等において、生産者・事業者とのこだわりが認められるものであること。 ▶品質、食味、機能や価値等の面で、他類似品・サービスとの差別化が図られていること。
信頼性・安全性	▶衛生管理など安全性を高める生産・加工を実施していること。 ▶適正な表示がなされていること。
持続可能性	▶商品・サービスを通じた取り組みがSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成の観点を取り入れ、環境や社会の持続可能性に貢献していること。 ▶商品・サービスを将来にわたり持続的に提供・拡大できる体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、その供給時期において、体制を整えている、又はその予定があること。
地域への貢献度	▶千葉市のイメージ向上・郷土愛の創出へ寄与するものであること。 ▶地域における社会課題に対応した取り組みを行っていること。 ▶持続可能な地域経済に貢献する取り組みを行っていること。

申請方法

1 申請期間

令和7年8月1日（金）～9月30日（火）

2 申請方法

「千葉市食のブランド「千」認定申請書」に必要書類を添えて、千葉市食のブランド「千」認定事務局にご提出下さい。

申請方法の詳細は、
千葉市HPをご覧ください。



お問い合わせ先

○認定制度や申請手続きに関するお問い合わせ

公益財団法人流通経済研究所
よしま うめむら かくらい ほそお
担当：吉間・梅村・角頬・細尾

TEL: 03-5213-4534

Mail: chibacity_branding@dei.or.jp

○千葉市食のブランド「千」について

千葉市 経済農政局 農政部 農政課 流通支援班
さち こうめいのうせいじく 農政ぶつ 農政くわく うつうしえんばん
担当：佐古・鈴木・佐野

TEL: 043-245-5758

Mail: foodbrand@city.chiba.lg.jp

農地銀行に農地を登録しませんか

農地銀行は「農地を貸したい・売りたい人」の情報を登録し農業委員会が仲介する制度です。複数の方が所有する登録農地がまとまって1ヘクタール以上となり、農業法人又は認定農業者に貸付又は売却された場合に、1ヘクタールあたり50~100万円の協力金を交付します。



問い合わせ

農地保全班



043-245-5759 FAX 043-245-5884

農地の売買や転用 ~許可申請はお早めに~

審査日程表 9月から12月

審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月12日(金)	8月21日(木)～8月25日(月)
10月15日(水)	9月22日(月)～9月25日(木)
11月13日(木)	10月21日(火)～10月24日(金)
12月15日(月)	11月21日(金)～11月25日(火)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要です。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降（受付日が休日の前日の場合は翌開庁日）に交付します。

問い合わせ

農業委員会事務局

農地審査班



043-245-5767

農地・農業に関する 無料法律相談を行っています！

千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士・司法書士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料）

相談日

令和7年9月16日(火)、10月16日(木)、11月14日(金)、12月16日(火)

時間

午後1時30分～午後4時30分（相談時間 1人50分（定員3人））

場所

千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室

申込方法

電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局

その他

- 相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。
- 裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。



問い合わせ

農業委員会事務局 農地審査班



043-245-5767

生産緑地の新規・追加指定をしませんか？

生産緑地の指定を受けていない市街化区域内の農地について、指定の申出を受け付けています。生産緑地は、固定資産税や相続税などの優遇措置を受けることができますが、30年間は農地として適正な管理が必要です。

生産緑地の指定を受けるには、次の要件が必要です。



▶QRコード

生産緑地の指定を
希望される方は、事前相談を
随時受け付けています。

- ① 現在、農地として適正に管理されていること。
- ② 市街化区域内の農地で面積が一団で300m²以上であること。
 - ・単独もしくは組み合わせて、一団で300m²以上の土地であること。
 - ・幅員が6m以下の道路等で分断されていても一団と認められます。
- ③ 農業の継続が可能であること。

問い合わせ

都市計画課土地利用班 ☎ 043-245-5349

収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを

農業経営収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害等による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

(ご加入について)

- ・青色申告を行っている農業者の方が加入できます。
- ・加入申し込みは、個人の方は12月末、法人の方は事業開始年度の前月までです。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

農業用ハウスをお持ちの方は 園芸施設共済に併せて加入しましょう

園芸施設共済は自然災害等による農業用ハウスの損害を補償します。

収入保険及び園芸施設共済の加入要件等、詳しくは千葉県農業共済組合HPをご覧ください。

問い合わせ先

千葉県農業共済組合 けいよう支所
☎ 0436-36-1161



千葉県
農業共済組合

編 集 後 記

作物を育てるとは、作物が育つ環境を整えること。環境とは太陽光や気温や水分、大気などなど…はたして我々生産者はどれだけの要素をコントロールできているだろうか？ほとんど出来てないかもしれない。結局はその土地の持つ風土が恵みの大きな要因ではないだろうか。そしてその土地の人には同じ土地で育った作物が身体に合うはず。日本の米が良かっ！ 農業委員会だよりは、農家の皆様に必要な情報をお届けします。

(S.K.)



農業委員会だよりの
情報はコチラから

